

# 田中町温泉ケア・センター介護老人保健施設重要事項説明書

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 田中町温泉ケア・センター  
開設年月日 平成3年10月22日  
所在地 石川県金沢市田中町は16番地  
連絡先 (電話) 076-253-2282  
(FAX) 076-253-2283  
事業所番号 1750180075  
管理者名 施設長 前田 直大

### (2) 施設の目的及び運営方針

#### (施設の目的)

当施設では、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医療・看護・介護・リハビリテーションその他のサービスを提供し、利用者が日常生活面で少しでも自立できること、また少しでも早く家庭に復帰できることを目的とする。

#### (運営方針)

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護などの日常生活上の支援を提供して、利用者のその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰充実を目指す。
2. 当施設では、利用者の安全管理の確保並びに感染症等の予防対策のため、責任者を配置するなど必要な体制の整備を行うとともに、職員への研修実施などの配置を取るよう努める。
3. 当施設では、感染症や災害等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制の構築を図るとともに、業務継続に向けた計画等の策定、職員への研修実施などの措置を取るよう努める。
4. 当施設では、利用者の人権擁護や虐待防止のため、責任者を配置するなど必要な体制の整備を行うとともに、職員への研修実施などの措置を取るよう努める。
5. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。
6. 当施設では、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療福祉サービス提供者と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
7. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
8. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
9. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法の基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。
10. 利用料の係るサービス提供に当たっては、利用者又はその代理人に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い文書による同意を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1人	従業者の総括管理、指導
医師	1.4（常勤換算）人以上	医学的管理
薬剤師	0.5（常勤換算）人以上	調剤、薬剤管理、服薬指導
看護職員	13（常勤換算）人以上	医師の指示に基づく医療行為、施設サービス計画に基づく看護
介護職員	34（常勤換算）人以上	施設サービス計画に基づく介護
支援相談員	2（常勤換算）人以上	相談、レクリエーション等計画、市町村との連携
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	2.8（常勤換算）人以上	リハビリテーション実施計画の作成、機能訓練の実施、指導
管理栄養士	1人以上	食事管理
介護支援専門員	2人以上	施設サービス計画の立案
事務員	2人	事務

(4) 従業者の勤務体制

日勤 医師 2名 看護職員 3名以上 介護職員 9名以上  
夜勤 看護職員 1名 介護職員 6名

(5) 入所定員

定員 140名（内認知症専門棟 40名）

2. サービス内容と利用料金

(1) サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
  - ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 午前7時30分より  
昼食 午後12時より  
夕食 午後6時より
  - ③ 口腔衛生管理（歯磨き・義歯洗浄等）
  - ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭なる場合があります。）
  - ⑤ 医学的管理・看護
  - ⑥ 介護（退所時の支援も行います。）
  - ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
  - ⑧ 相談援助サービス
  - ⑨ 理容サービス（原則月1回予定）
  - ⑩ 利用者の選択による特別な食事の提供
  - ⑪ 利用者の衣類の洗濯（自宅洗濯も可）
  - ⑫ 行政手続代行（介護認定の代行申請、要介護認定調査等）
  - ⑬ その他
- ※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## (2) 利用料金

施設利用料及び加算料金については、別紙利用料金表をご覧ください。

\*「食費」及び「居住費」において、負担限度額認定書の交付を受けた方は、認定書に記載されている国が定める利用者負担第1段階～第3①②段階の金額となります。

## 3. 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の支払い納期日までにお支払いください。

お支払い方法は、受付窓口での現金納付もしくは、銀行振込にてお支払いください。なお、振込み手数料は利用者・代理人のご負担となります。

### 振込口座

振込銀行	興能信用金庫 柳橋支店
口座番号	普通 3594378
口座名義	医療法人 社団 浅ノ川 田中町温泉ケア・センター 理事長 小市 勝之

## 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・ 協力医療機関

名称	浅ノ川総合病院
所在地	金沢市小坂町中 83 番地

### ・ 協力歯科医療機関

名称	谷 歯科医院
所在地	金沢市彦三町 2 丁目 7-2

### 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- 面会は10時から14時と16時から19時までとする。(ただし、正面玄関は17時00分までとなっており、それ以降の面会は夜間入口からとする。)なお、消灯時間は21時です。(面会については、現在予約制となっています。詳細は担当相談員にお聞き下さい。)
- 外出、外泊を希望する場合には、各階のナースステーションに申し出てください。
- 飲酒は原則的に禁止します。
- 食物類の差し入れ、持ち込みは原則として持参者と一緒に食べきる量程度に限るものとし、衛生管理上、利用者の居室内保管することは禁止します。
- 指定の場所以外での火気の取り扱いは、一切禁止します。
- 所持品・備品等の持ち込みは、職員に申し出るものとします。
- 金銭・貴重品の管理は自己管理となるため、多額の持ち込みは禁止します。
- 外泊時等の施設外での受診は、当施設の医師の許可が必要となるため、必ず事前に施設に連絡相談してください。
- ペットの持ち込みは、面会時の1階ロビー以外は禁止します。

- ・ 施設内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

## 6. 非常災害対策

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、自動警報、通報装置
- ・ 防火訓練      年2回実施（内1回は夜間想定訓練）  
                         総合避難訓練（利用者を含めた防災訓練）

## 8. 守秘義務及び個人情報保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員を退職した後においても、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことは致しません。

## 9. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談員・介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。  
(電話 076-253-2282)

要望や苦情等は、支援相談員・介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

責 任 者      施設長又は事務長

## 10. その他

当施設ご利用についての詳細は、支援相談員までお尋ねください。

平成17年	4月	1日	施行
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成20年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成22年	4月	1日	改正
平成26年	5月	27日	改正
平成28年	4月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
令和元年	10月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和4年	9月	1日	改正
令和4年	10月	1日	改正
令和5年	1月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正
令和6年	8月	1日	改正

(別紙一)

## 一般入所利用料金表 【基本型(加算型)】

介護老人保健施設 田中町温泉ケア・センター  
(令和6年8月1日改定)

### (1) 基本料金

金沢市の1単位あたり単価は10.14円になります

	入所負担金(多床室)	入所負担金(従来型個室)
要介護1	793単位/日	717単位/日
要介護2	843単位/日	763単位/日
要介護3	908単位/日	828単位/日
要介護4	961単位/日	883単位/日
要介護5	1,012単位/日	932単位/日
加算料金	夜勤体制加算	24単位/日
	短期集中リハビリテーション 実施加算(入所後3ヶ月以内)	(I)258単位/回 (II)200単位/回
	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算 (入所後3ヶ月以内)	(I)240単位/回(週3回を限度) (II)120単位/回(週3回を限度)
	認知症ケア加算	76単位/日
	若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51単位/日(加算型の場合に算定)
	外泊時費用	月6日を限度して362単位/日 800単位/日(在宅サービスを利用する場合)
	ターミナル加算	(1)死亡日以前31日以上45日以下 1日/72単位 (2)死亡日以前4日以上30日以下 1日/160単位 (3)死亡日以前2日又は3日 1日/910単位 (4)死亡日 1日/1,900単位
	初期加算	(I)60単位/日(入所日から30日間) (II)30単位/日(入所日から30日間)
	退所時栄養情報連携加算	70単位
	再入所時栄養連携加算	200単位(1人につき1回限度)療養食含
	入所前後訪問指導加算	(I)450単位/1回のみ (II)480単位/1回のみ
	試行的退所時指導加算	400単位
	退所時情報提供加算	(I)500単位 (II)250単位
	入退所前連携加算	(I)600単位 (II)400単位
	訪問看護指示加算	300単位
	協力医療機関連携加算	(I)100単位/月(令和6年度まで) (II)50単位/月(令和7年度から) (III)5単位/月(令和7年度から)
	経口移行加算	28単位/日(180日以内)
	経口維持加算	(I)400単位/月 (II)100単位/月
	口腔衛生管理加算	(I)90単位/月 (II)110単位/月
	療養食加算	6単位/1食
	緊急時治療管理	518単位/回(月3回を限度)
	所定疾患施設療養費	(I)239単位/日(7日間を限度) (II)480単位/日(10日間を限度)

加算料金	認知症チームケア推進加算	(I) 150 単位/月 (II) 120 単位/月
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) 53 単位/月 (II) 33 単位/月
	褥瘡マネジメント加算	(I) 3 単位/月 (II) 13 単位/月
	排泄支援加算	(I) 10 単位/月 (II) 15 単位/月 (III) 20 単位/月
	科学的介護推進体制加算	(I) 40 単位/月 (II) 60 単位/月
	安全対策体制加算*入所時1回	20 単位/回
	高齢者施設等感染症対策向上加算	(I) 10 単位/月 (II) 5 単位/月
	新興感染症等施設療養費	240 単位 (1月に1回5日を限度)
	生産性向上推進体制加算	(I) 100 単位/月 (II) 10 単位/月
サービス提供体制強化加算 (I)		22 単位/日
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数に 7.5% 乗じた単位数/月

負担額は負担割合証 (1割・2割・3割) により異なります。

(2) 食費★

入所負担金
1,700 円/日 (朝食 400 円、昼食 700 円、夕食 600 円)

(3) 居住費★

入所負担金 (多床室)	入所負担金 (従来型個室)
600 円/日	1,700 円/日

★ 食費は、食材費及び調理に係る費用に相当する額です。居住費は、施設の建設費用、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な水準等を勘案して設定しています。但し、負担限度額認定証の交付を受けた方は、認定証に記載されている利用者負担第1段階～第3段階①/②の金額となります。

(4) その他利用料金 (利用者の選択による)

\*印は消費税課税品目です。

費用種類	金額	内 訳
施設洗濯料*	30 円/1 点	下着 (パンツ)、靴下、ハンカチ、タオル
	50 円/1 点	下着 (シャツ・ズボン下)、薄手のパジャマ
	100 円/1 点	トレーナー、パジャマ、バスタオル
	200 円/1 点	厚手のトレーナー、厚手のパジャマ
特別な食事	実 費	利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等
手芸品材料費	実 費	利用者の選択により掛かった手芸用品等の材料費
健康管理費	実 費	インフルエンザ予防接種費用 (金額は市町村により異なる)

(別紙 - 2)

## 一般入所利用料金表 【在宅強化型 (超強化型)】

介護老人保健施設 田中町温泉ケア・センター  
(令和6年8月1日改定)

### (1) 基本料金

金沢市の1単位あたり単価は10.14円になります

	入所負担金 (多床室)	入所負担金 (従来型個室)
要介護1	871単位/日	788単位/日
要介護2	947単位/日	863単位/日
要介護3	1,014単位/日	928単位/日
要介護4	1,072単位/日	985単位/日
要介護5	1,125単位/日	1,040単位/日
加算料金	夜勤体制加算	24単位/日
	短期集中リハビリテーション 実施加算 (入所後3ヶ月以内)	(I)258単位/回 (II)200単位/回
	認知症短期集中リハビリテーシ ョン実施加算 (入所後3ヶ月以内)	(I)240単位/回 (週3回を限度) (II)120単位/回 (週3回を限度)
	認知症ケア加算	76単位/日
	若年性認知症利用者受入加算	120単位/日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51単位/日 (超強化型の場合に算定)
	外泊時費用	月6日を限度して362単位/日 800単位/日 (在宅サービスを利用する場合)
	ターミナル加算	(1)死亡日以前31日以上45日以下 1日/72単位 (2)死亡日以前4日以上30日以下 1日/160単位 (3)死亡日以前2日又は3日 1日/910単位 (4)死亡日 1日/1,900単位
	初期加算	(I)60単位/日 (入所日から30日間) (II)30単位/日 (入所日から30日間)
	退所時栄養情報連携加算	70単位
	再入所時栄養連携加算	200単位 (1人につき1回限度) 療養食含
	入所前後訪問指導加算	(I)450単位/1回のみ (II)480単位/1回のみ
	試行的退所時指導加算	400単位
	退所時情報提供加算	(I)500単位 (II)250単位
	入退所前連携加算	(I)600単位 (II)400単位
	訪問看護指示加算	300単位
	協力医療機関連携加算	(I)100単位/月 (令和6年度まで) (II)50単位/月 (令和7年度から) (III)5単位/月 (令和7年度から)
	経口移行加算	28単位/日 (180日以内)
	経口維持加算	(I)400単位/月 (II)100単位/月
	口腔衛生管理加算	(I)90単位/月 (II)110単位/月
	療養食加算	6単位/1食
	緊急時治療管理	518単位/回 (月3回を限度)
	所定疾患施設療養費	(I)239単位/日 (7日間を限度) (II)480単位/日 (10日間を限度)

加算料金	認知症チームケア推進加算	(I) 150 単位/月 (II) 120 単位/月
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) 53 単位/月 (II) 33 単位/月
	褥瘡マネジメント加算	(I) 3 単位/月 (II) 13 単位/月
	排泄支援加算	(I) 10 単位/月 (II) 15 単位/月 (III) 20 単位/月
	科学的介護推進体制加算	(I) 40 単位/月 (II) 60 単位/月
	安全対策体制加算*入所時1回	20 単位/回
	高齢者施設等感染症対策向上加算	(I) 10 単位/月 (II) 5 単位/月
	新興感染症等施設療養費	240 単位 (1月に1回5日を限度)
	生産性向上推進体制加算	(I) 100 単位/月 (II) 10 単位/月
サービス提供体制強化加算 (I)		22 単位/日
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数に 7.5% 乗じた単位数/月

負担額は負担割合証 (1割・2割・3割) により異なります。

(2) 食費★

入所負担金
1,700 円/日 (朝食 400 円、昼食 700 円、夕食 600 円)

(3) 居住費★

入所負担金 (多床室)	入所負担金 (従来型個室)
600 円/日	1,700 円/日

★ 食費は、食材費及び調理に係る費用に相当する額です。居住費は、施設の建設費用、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な水準等を勘案して設定しています。但し、負担限度額認定証の交付を受けた方は、認定証に記載されている利用者負担第1段階～第3段階①/②の金額となります。

(4) その他利用料金 (利用者の選択による)

\*印は消費税課税品目です。

費用種類	金額	内 訳
施設洗濯料*	30 円/1 点	下着 (パンツ)、靴下、ハンカチ、タオル
	50 円/1 点	下着 (シャツ・ズボン下)、薄手のパジャマ
	100 円/1 点	トレーナー、パジャマ、バスタオル
	200 円/1 点	厚手のトレーナー、厚手のパジャマ
特別な食事	実 費	利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等
手芸品材料費	実 費	利用者の選択により掛かった手芸用品等の材料費
健康管理費	実 費	インフルエンザ予防接種費用 (金額は市町村により異なる)